



平成29年度 民生委員・児童委員の日 活動強化週間



広報媒体をご活用ください

全国民生委員児童委員連合会では、以下の広報媒体を作成、頒布しています。民生委員・児童委員の紹介等、用途にあわせて積極的にご活用ください。

100周年PRグッズ

民生委員制度創設100周年にあたり、さまざまなPRグッズを配布（有償頒布）しています。地域住民や関係者に着けていただくピンバッジやポスターも作成していますので、各民児協での広報活動にぜひご活用ください。



「民生委員制度創設100周年 広報の手引き」をご参照ください

各地での広報活動のヒントとなる「民生委員制度創設100周年 広報の手引き」を都道府県・指定都市民児協、市区町村民児協にお配りしています。ご参照いただき、各民児協での取り組みをご検討ください。



民生委員・児童委員活動紹介資料

住民への活動紹介資料として、100周年シンボルマーク入りのパンフレット等を有償頒布しています。

PRカード（3つ折りの名刺型）

民生委員・児童委員の性格、役割や守秘義務、相談内容の例示などを紹介。訪問時の名刺代わりや留守宅へのメッセージカードとしてご活用いただけます。



リーフレット（A4判両面刷り）

民生委員・児童委員の役割や活動内容、委員活動において連携する関係機関等を紹介。地域住民に理解を深めるため、訪問時や街頭での配布にご活用いただけます。



パンフレット（A4判8ページ）

民生委員・児童委員の性格、役割や活動件数の年次データ、具体的活動の紹介や委員制度のあゆみ等を掲載。関係機関・団体やマスコミ向けの説明資料としてご活用いただけます。

※ 上記の100周年PRグッズ、活動紹介資料の注文方法等については、全民児連ホームページをご参照ください URL：<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/index.html>

実施要領

1 趣旨

本年、民生委員制度は創設**100周年**、児童委員制度も**70周年**という大きな節目を迎えました。

濟世顧問制度に遡るこの100年間、民生委員は常に住民に寄り添い、その見守り役、相談役となって人びとの安心、安全のために活動してきました。

民生委員制度が大きな節目を迎えた今日にあっても、経済的困窮や社会的孤立、虐待、いじめ、非行など、地域住民が抱える課題は一層複雑・深刻化しています。それだけに、民生委員・児童委員は、これまで以上に地域住民の身近な相談相手として、幅広い関係者との連携・協働に基づく支援の取り組みを進めていくことが大切となっています。

全国民生委員児童委員連合会では、毎年**5月12日の「民生委員・児童委員の日」から1週間**を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」と定めています(注)。

本週間は、**全国23万人の民生委員・児童委員がさまざまなPR活動等を展開すること**により、地域住民や関係機関・団体、そして広く国民一般に民生委員・児童委員の存在やその活動について一層の理解促進を図り、委員活動の充実につなげていくことをめざすものです。

100周年という大きな節目は民生委員・児童委員を広く社会にアピールする好機といえます。それだけに本年の「活動強化週間」においては、全国の関係者が一丸となって全国的なPR活動を展開することをめざします。

(注)「民生委員・児童委員の日」について

全国民生委員児童委員協議会（当時）は、昭和52年（1977年）に、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを決めました。これは、大正6（1917）年5月12日に岡山県で濟世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

2 実施主体

市区町村民生委員児童委員協議会 / 単位民生委員児童委員協議会
都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会 /
全国民生委員児童委員連合会

③ 実施期間 平成29年5月12日(金)～5月18日(木)

- ※ 民生委員・児童委員の日は5月12日です。上記期間内に民生委員・児童委員活動を周知するための活動に取り組みましょう。
- ※ 児童福祉週間(5月5日(金)～11日(木))と時期をあわせて取り組む等、地域の状況によって期間の延長等を行なっても構いません。



パネル展の開催



啓発パレードの実施

④ 一斉取り組み日 平成29年5月12日(金)

- ※ 全国の市区町村民児協・単位民児協、都道府県・指定都市民児協での取り組みを全国的に実施、展開するために設定するものです。それぞれの民児協で計画している取り組みをぜひこの日に展開しましょう。

全民児連では、平成29年5月12日を「民生委員制度100周年の日」と定めているため、本年においては、一斉取り組み日を5月12日とします。ただし、例年、日曜日を一斉取り組み日としていることおよび、より多くの人びとにPRすることに鑑み、日曜日(5月14日)を実施日としていただいても結構です。

⑤ 取り組みのすすめ方

全国の民生委員・児童委員が、組織的なPR活動を一斉に展開することで、地域住民をはじめ、関係機関・団体等にも民生委員・児童委員制度やその活動を理解してもらうことができます。住民との関係づくりを強化するとともに、委員自らの意識を高め、今後の民生委員・児童委員活動を発展させていきましょう。

市区町村(単位)民児協

- 日々の活動を通じて
- ■ 地域に根ざした取り組みを進めましょう

- 100周年という機会を捉え、民生委員・児童委員の活動内容への理解を深めてもらうために、民児協全体で取り組むことのできるPR活動を考えましょう。
- 自分が住むまちの民生委員・児童委員が誰なのか知ってもらうためのPR活動を行ないましょう。
- 行政や社協に対して、広報紙等への関連記事掲載や活動に対する支援を働きかけましょう。
- 民児協ごとに、地域の状況に即した重点方針を定めて取り組むために、以下のようなキャッチフレーズを定めることも考えられます。
(例)・地域住民に身近な相談相手として知ってもらおう
・わがまちの民生委員・児童委員を知ってもらおう
・民生委員・児童委員の活動を知ってもらおう

都道府県・指定都市民児協

- より広域でのPR活動を進めるとともに、
- ■ 市区町村(単位)民児協での取り組みをサポートしましょう

- 100周年という機会を捉え、地元マスコミに積極的な情報提供や働きかけを行ない、PR活動への協力を要請しましょう。
- 民生委員・児童委員制度の歴史について積極的にPRしましょう。
- 都道府県・指定都市段階ならではのPR活動を展開しましょう。
- 市区町村(単位)民児協によるPR活動の支援に取り組みましょう。
- 都道府県・指定都市行政および社協の広報紙等への民生委員・児童委員に関する記事の掲載やPR活動に対する支援を要請しましょう。

全国民生委員児童委員連合会

- 100周年のPR活動を進めるとともに、
- ■ 各地での取り組みを支援します

- 民生委員制度創設100周年にあたり、一斉取り組み日にあわせて中央行事を実施します。
- 民生委員制度創設100周年に関するさまざまな広報活動を展開します。
- 全民児連ホームページで、活動強化週間や民生委員・児童委員活動のPRを行ないます。
- 民生委員・児童委員が地域住民向けに使用するPRカード等を発行します(有償頒布)。

活動例

主に市区町村(単位)民児協において

日々の委員活動の強化に基づくPR活動

- 全戸訪問または要援護者宅への一斉訪問
- 福祉施設や学校等の訪問
- 児童の登下校見守り、あいさつ運動
- 防災マップの見直し
- 地域住民に対する虐待防止の呼びかけ
- 心配ごと相談会等の実施
- 地域の関係団体等との協働による地域住民向け学習会の開催
(テーマ例: 防災、悪質商法被害防止など)

広告媒体を使用したPR活動

- 地元の新聞、テレビ、ラジオを通じたPR活動
- 市役所等の公共施設での懸垂幕やのぼり旗を使用したPR活動
- 街頭の大型スクリーンや公共施設における映像放映によるPR活動

都道府県・指定都市・市区町村民児協において

イベントの実施

- 啓発パレードの実施
- 街頭でのチラシ等の配布
- 民生委員・児童委員制度の歴史や活動紹介に関するパネル展の開催
- 自治体の長や児童による「1日民生委員・児童委員」活動の実施
- 高齢者や子育て家庭等を対象とした「サロン」や「ひろば」事業などの実施